



ソーシャルファイナンス・フレームワーク

2026年9月

目次

1. はじめに	2
1.1 資金調達者の概要	2
1.2 経営理念・企業行動規範	3
1.3 「2030年に向けたビジョン」	4
1.4 サステナビリティに関する考え方および取り組み	4
1.5 パートナシップ構築宣言	7
1.6 ソーシャルファイナンス・フレームワーク策定の意義	7
2. ソーシャルファイナンス・フレームワーク	8
2.1 調達資金の使途	8
2.2 プロジェクトの評価および選定のプロセス	9
2.3 調達資金の管理	9
2.4 レポーティング	9

1. はじめに

1.1 資金調達者の概要

【パーパス】人と自然を、技術でむすぶ。

株式会社奥村組（以下、「当社」）は、1907年の創業以来、「堅実経営」と「誠実施工」を信条に、事業を通じて社会に貢献することを使命としています。土木・建築両事業を中核としながら、不動産、インフラ運営、再生可能エネルギーなど、幅広い事業を展開してきました。

これからも技術の研鑽を積み重ねるとともに、社会のニーズの変化に柔軟に対応しながら、人々の快適で安全・安心な暮らしと美しい自然を両立させた持続可能な社会の実現を目指し、着実に歩みを進めていきます。

当社ロゴマークの由来



当社のシンボルマークは「人」を象徴したものです。これは“人と自然を大切にし、未来づくりに貢献するヒューマン・コンストラクター”を目指すという私たちのこころを表現しています。

事業概要

土木事業



道路、鉄道、河川、ダム、上・下水道、エネルギー施設などの社会インフラ整備、防災・減災に資する国土強靱化やインフラ長寿命化に関連する事業に取り組んでいます。

建築事業



建物の企画から設計、施工、アフターケアまでの全ステージにおいてのサービスを提供するとともに、免震をはじめとする防災関連技術や環境負荷を低減する省エネルギー技術などの採用を推進するほか、既存建物の有効活用にも積極的に取り組んでいます。

不動産事業等



不動産事業として賃貸事業や開発事業、再開発・土地区画整理事業に取り組むとともに、新事業として、再生可能エネルギー発電などのエネルギー事業、PPP/コンセッションのほか、地方創生に貢献する事業への取り組みを推進しています。

1.2 経営理念・企業行動規範

経営理念

**「堅実経営」と「誠実施工」を信条に、
社会から必要とされ続ける企業として、
社業の発展を通じ広く社会に貢献する。**

企業行動規範

01. 法令の遵守等

すべての法令について、その遵守の徹底を図るほか、社会的良識をもって企業活動を実践する。

02. 社会のニーズへの取組

社会の要請に応え、合理化および技術開発の促進等を通じ生産性の向上を図り、良質な建設生産物を供給する。

03. 公正な競争の推進

公正で自由な競争を行う。また、政治・行政との健全かつ透明な関係を保つ。

04. 企業情報の開示

広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を正確に開示する。

05. 環境への取組

よりよい環境を創造するとともに、環境保全・再生に積極的に取り組む。

06. 社会貢献

地域社会との良好な関係の構築と維持に努め、豊かな社会の形成に貢献する。

07. 人の尊重

安全で働きがいのある環境を確保し、個性・創造性を大切にする企業風土を醸成する。

08. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係をもたない。

09. 国際社会への貢献

海外においては、現地の法令を遵守することはもとより、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献するよう努める。

10. 経営トップの役割

経営トップは、本行動規範の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、企業倫理の徹底を図る。

万一、本行動規範に反するような事態が発生したときには、自ら問題解決にあたる姿勢を示し、原因究明、再発防止に努めるとともに、迅速かつ正確な情報を開示する。

1.3 「2030年に向けたビジョン」

「2030年に向けたビジョン」は、当社グループの将来のありたい姿を示しており、未来に向かって事業を力強く推進し、堅実な成長軌道を描き続けるための全社員が共有する道標と捉えています。「2030年に向けたビジョン」の実現を目指して、ステークホルダーの皆さまに信頼される経営に取り組んでいきます。



企業価値の向上に努め、
業界内での
ポジションを高める



持続的な成長に向け
事業領域を拡大し、
強固な収益基盤を築く



人を活かし、
人を大切にする、
社員が誇れる企業へ

私たちの思い

私たち奥村組グループは、社会の持続的な発展に貢献するために社会のニーズの変化を見据えて事業・サービスを展開するとともに確かな技術と誠実な事業運営により、社会の信頼に応え、安心を提供し関係する全ての人とともに豊かさを分かち合い成長し続ける企業グループでありたいと考えます。

1.4 サステナビリティに関する考え方および取り組み

当社グループは、これまでの歴史の中で、「堅実経営と誠実施工を信条に、社会から必要とされ続ける企業として、事業の発展を通じ広く社会に貢献する」という経営理念を受け継いできており、その経営理念を基礎としながら、将来のありたい姿を示す「2030年に向けたビジョン」の実現を目指して、事業活動を推進しています。

当社グループが描いているビジョンは、SDGsが目指す「持続可能な共生社会の実現」と目的を一つにするものと捉えており、事業活動による価値創造がSDGsへの貢献に繋がるものと考えています。

ESG/SDGsに関わるマテリアリティ（重要課題）

当社グループでは、気候関連を含めたサステナビリティ課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、ESG/SDGsに関わるリスクと機会、それらが顕在化した場合のインパクトを分析し、その発生可能性と影響度の2軸により、ESG/SDGsに関わる課題を抽出しており、気候変動に関する課題については、上記に加えTCFD提言に基づくシナリオにおける重要度も評価したうえで課題を抽出しています。

ESG/SDGs推進委員会においては、それら課題の重要度を分析した結果、ESG/SDGsに関わる当社グループのマテリアリティ（重要課題）として、「環境に配慮した事業の推進」を特定したほか、事業活動の根幹となる「持続可能な社会インフラへの貢献」、「ウェルビーイングを実現する職場づくり」、「コーポレート・ガバナンスの強化」を特定しており、マテリアリティ（重要課題）を中心に、関連する課題の解決に向けた取り組みを推進することとしています。

また、これら課題解決に向けた方策を中期経営計画における各部門の施策等に反映することで、事業活動とESG/SDGsに関わる取り組みを一体的に推進できるようにしています。

	マテリアリティ	関連する個別課題	マテリアリティに関わるSDGs
社 会	持続可能な社会インフラへの貢献	・ 地域社会・企業との連携 ・ ICTによる技術力と生産性の向上 ・ 施工品質の確保・高度化 ・ 不動産ストックの有効活用	  
環 境	環境に配慮した事業の推進	・ 脱炭素化の推進 ・ リサイクルによる資源の有効利用 ・ 建築物の省エネルギー設計 ・ 再生可能エネルギー事業の推進	  
社 会	ウェルビーイングを実現する職場づくり	・ ディーセントワークの推進 ・ ダイバーシティ経営の推進 ・ 機械化・省力化・効率化の推進 ・ 安心安全な労働環境	 
ガバナンス	コーポレート・ガバナンスの強化	・ 安心安全な労働環境	 

CDP気候変動2025で「B」スコアを取得

当社は、国際的な環境非営利団体CDP（本部：英国ロンドン）が実施する2025年度の「気候変動」評価において「B」スコアを獲得しました。

当社グループでは、2025年5月に策定した「中期経営計画（2025～2027年度）」に基づき、施工段階・オフィスにおけるCO₂排出量削減目標の設定や、建築施工案件のZEB化提案の推進等、環境に配慮した設計・施工に向けた取り組みを推進しています。

<https://www.okumuragumi.co.jp/newsrelease/2026/cdp2025b.html>

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」について（愛称：職人いきいき宣言）

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」（職人いきいき宣言）とは、建設業における技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより、就業者に選ばれることなど、処遇改善の取り組みが持続的に行われることとなる枠組みを作ることとを目的とした国土交通省の制度です。

当社は、本宣言の趣旨に賛同し、2026年2月6日に宣言を行い、同年4月1日から取り組みを開始しています。

<https://www.okumuragumi.co.jp/partner/news/2026/post-59.html>

ESG/SDGs推進体制

当社グループは、ESG/SDGsに関連する課題等について審議し、戦略的な取り組みを推進する組織として、ESG/SDGs推進委員会を設置しています。

同委員会は、代表取締役社長を委員長、各本部組織の長および東日本・西日本支社長を委員として構成し、その審議結果等については、必要に応じて取締役会に付議・報告することとするなど、取締役会による監督が適切に行われる体制としています。

1.5 パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。（以下、抜粋）

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1.6 ソーシャルファイナンス・フレームワーク策定の意義

当社グループは、経営理念のもと、社会の持続的な発展に貢献するために、社会のニーズの変化を見据えた事業・サービスを展開するとともに、ESG/SDGsに関わる取り組みを一体的に推進し、確かな技術と誠実な事業運営により社会の信頼に応え、成長し続ける企業グループを目指しており、持続的な成長の実現には、事業活動を支える協力会社との強固なパートナーシップの構築は不可欠であると考えています。

そうした考えのもと、当社は、協力会社における資金繰りを改善し、当該会社の経営の安定化を図ることで、より安定的なパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体の関係強化につなげるため、全ての協力会社に対する工事代金等の支払条件を「全額現金払」とすることにしました。

協力会社に対する支払条件の改善に関するこれらの取り組みをソーシャルプロジェクトとして位置付け、その社会的意義を明確化することを目的に、ソーシャルファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定しました。

なお、本フレームワークの詳細については、次頁以降で説明しています。

2. ソーシャルファイナンス・フレームワーク

本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定める「ソーシャルボンド原則2025」、金融庁の定める「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」、並びにローンマーケットアソシエーション（LMA）、アジア太平洋地域ローンマーケットアソシエーション（APLMA）およびローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）の定める「ソーシャルローン原則2025」に基づいて策定され、以下の4つの要素について定めています。

- 2.1 調達資金の使途
- 2.2 プロジェクトの評価および選定のプロセス
- 2.3 調達資金の管理
- 2.4 レポーティング

2.1 調達資金の使途

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、以下の適格プロジェクトに係る新規支出又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。なお、リファイナンスの場合は、ソーシャルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施した適格プロジェクトへの支出に限ります。

事業区分	適格プロジェクト	対象となる人々
社会経済的向上と エンパワーメント ／雇用創出	協力会社に対する工事代金等の支払における手形払 （債務引受方式を含む）の廃止および「全額現金払」への変更	取引先である 建設業者等

建設業法においては手形期間が60日以内の手形払が認められている中、近年の資機材価格等の高騰や将来の担い手不足など、建設業を取り巻く環境が一層深刻化していることを踏まえ、全ての協力会社に対する工事代金等の手形払（債務引受方式を含む、手形期間60日）の運用を廃止し、支払条件を「全額現金払」とすることにしました。

本取り組みにより、協力会社の資金繰り改善による当該会社の経営の安定化を図ることで、より安定的なパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体の関係強化につなげていく考えであり、調達資金は、本支払条件の変更にともなう増加運転資金に全額充当されます。

【除外クライテリア】

ソーシャルファイナンスで調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・ 所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- ・ 人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

2.2 プロジェクトの評価および選定のプロセス

ソーシャルファイナンスによる調達資金が充当されるプロジェクトは、上記に定める適格プロジェクトの要件への適合状況に基づき、当社管理本部経理部が検討し、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認されます。

2.3 調達資金の管理

当社管理本部経理部が、ソーシャルファイナンスによる調達資金の全額が、適格プロジェクトに充当されるよう追跡管理を行います。また、実施された適格プロジェクトへの充当状況を年度毎に、内部管理システムを用いて確認します。

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、本フレームワークで定めた適格プロジェクトへ早期に充当します。仮に未充当資金が発生した場合、現金又は現金同等物にて管理します。

2.4 レポーティング

ソーシャルファイナンスによる調達資金の資金充当レポーティングおよびインパクト・レポーティングに関する以下の項目を、合理的に実行可能な限りにおいて、当社ウェブサイトにて年次で開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

(1) 資金充当レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

- ① 充当額
- ② 未充当額および充当予定時期
- ③ リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

(2) インパクト・レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

アウトプット	アウトカム	インパクト
協力会社に対する 現金払の実施率	対象となる協力会社数	協力会社の資金繰り改善による 当該会社の経営の安定化

以上